平成２９年（フ）第１８３６号
横浜市南区吉野町２丁目５番地　コンソラール吉野町801号
債務者　幡谷美代子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６８号
京都府城陽市久世北垣内10番地の14、旧住所静岡市清水区春日２丁目６番７号　春日ハイツ102号
債務者　今西　瑞輝
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３５７号
茨城県水戸市石川１丁目3963―12ＣＯＲＤＩ　101号、登記事項証明書上の本店所在地茨城県水戸市石川１丁目3963―12ＣＣＲＤＩ101号
破産者　ＰＣリホーム株式会社
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４８７号
埼玉県上尾市大字原市3331番地２
破産者　有限会社リペアサービス
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
滋賀県東近江市八日市浜野町２番３号
破産者　有限会社マルジン
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７８３号
札幌市東区伏古８条３丁目８番27号　サンライト第二
破産者　株式会社ふかち堂
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８８号
名古屋市中川区伏屋２丁目119番地
破産者　株式会社中部製作所
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７６号
神戸市長田区西尻池町１丁目３番26―108号
破産者　池上　清美
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２３号
神戸市須磨区天神町１丁目４番12号
破産者　合資会社岡本
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８号
兵庫県豊岡市千代田町８番28号
破産者　株式会社ティーアンドシルバー
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
北海道紋別郡興部町字興部347番地
破産者　有限会社松村商店
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
青森県十和田市大字法量字焼山64番地108
破産者　有限会社エイトヴェール（旧商号十和田湖温泉ホテル有限会社）
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１５４号
静岡県周智郡森町一宮3499番地の１
破産者　有限会社サンショー運輸
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
三重県度会郡度会町川口1212番地３
破産者　掛橋　大紀
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
京都市左京区岩倉忠在地町47番地
破産者　有限会社ますだ興産
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
京都市右京区梅津南広町71番地７
破産者　有限会社インテリアコトブキ
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
大阪市西区北堀江１丁目２番27号
破産者　株式会社アピス
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
京都府宇治市神明石塚39番地の79
破産者　株式会社創匠
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
京都市右京区常盤柏ノ木町７番地35エレガンス常盤202
破産者　株式会社シーズン
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
京都市中京区麩屋町通二条上る布袋屋町516番地２
破産者　株式会社クカニア
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係